　大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　指定の一部効力（新規利用者受入）の停止対象事業者

1. 法人名　セントラルポイント株式会社
2. 代表者　代表取締役　西尾　賢司
3. 所在地　摂津市鳥飼下三丁目5番14号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名　　放課後等デイサービス輝
2. 所在地　　高槻市登町43番5号カサエステ1番館102
3. サービス種別　　放課後等デイサービス

３　処分年月日

　平成３１年２月２２日

４　処分の内容

　指定の一部効力（新規利用者受入）の停止

　平成３１年２月２３日から３か月間

５　処分の理由

（１）人格尊重義務違反

　従業者が児童に対して、馬乗りになる等の虐待行為を行い、障がい児に対する人格尊重義務違反があったことは、児童福祉法第21条の5の24第１項第2号に該当するため。